

# 市職員の給与を公表します

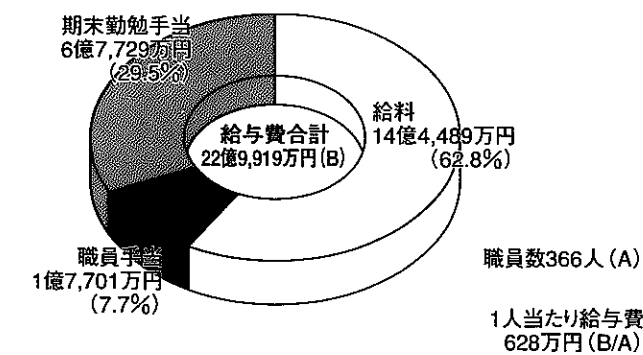
白根市職員の給与・定員管理等のあらましを市民の皆さんに公表します。

## ①人件費の状況(平成10年度一般会計決算見込み)

歳出額(A)	133億3,589万円
人件費(B)	30億8,845万円
人件費率(B/A)	23.2% (9年度=24.3%)

(注) 人件費には特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

## ②給与費の内訳(平成11年度一般会計当初予算)



(注) 1.職員手当には退職手当を含みません。  
2.給与費は当初予算に計上された額です。

## ③平均給料月額(平成11年4月1日現在)

区分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
白根市	335,839円	41.9歳	274,455円	45.3歳
新潟県	362,018円	41.6歳	337,559円	44.9歳

## ④初任給(平成11年4月1日現在)

区分	白根市		新潟県		国		
	決定初任給	採用2年後	決定初任給	採用2年後	決定初任給	採用2年後	
一般行政職	大学卒	174,200円	188,500円	181,100円	194,400円	I種 184,200円 II種 174,200円	202,900円 188,500円
	高校卒	141,700円	151,600円	146,300円	157,500円	141,700円	151,500円
技能職	高校卒	138,300円	147,900円	143,100円	154,000円	138,300円	147,900円
労務職		123,000円	130,500円	※新潟県・国の場合は、技能労務職の区別なし			

## ⑤特別職の報酬等の状況(平成11年4月1日現在)

区分	給料・報酬月額	期末手当支給割合
市長	815,000円	(平成10年度) 6月期 1.6月分 12月期 1.9月分 3月期 0.55月分 計 4.05月分
助役	627,000円	
収入役	567,000円	
議長	379,000円	
副議長	318,000円	
議員	297,000円	

## ⑥一般行政職の級別の構成比(平成11年4月1日現在)

区分	代表的な職名	職員数	構成比	1年前の構成比	5年前の構成比
8級	課長、参事	18人	6.5%	5.4%	5.7%
7級	課長、課長補佐、副参事	32人	11.5%	10.8%	9.3%
6級	課長補佐、係長、主幹	67人	24.1%	27.2%	19.4%
5級	係長、主任	43人	15.5%	16.1%	22.7%
4級	主任(査)、主事、技師	62人	22.3%	22.9%	30.6%
3級	主事、技師	34人	12.2%	7.5%	4.0%
2級	主事、技師	15人	5.4%	8.3%	3.6%
1級	主事、技師	7人	2.5%	1.8%	4.7%
計		278人	100%	100%	100%

## ⑦昇給期間短縮の状況

区分	合計	一般行政職		技能労務職		
		職員数	比率	職員数	比率	
平成9年度	職員数 (a) 343人	277人	66人	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数 (b) 61人	60人	1人
	比率 (b/a) 17.8%	21.7%	1.5%			
平成10年度	職員数 (A) 345人	279人	66人	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数 (B) 66人	64人	2人
	比率 (B/A) 19.1%	22.9%	3.0%			

## ⑧経験年数別・学歴別平均給料月額(平成11年4月1日現在)

区分	学歴	経験年数		
		10年	15年	20年
一般行政職	大学卒	258,900円	317,460円	368,256円
	高校卒	228,733円	273,200円	326,840円
技能労務職	中学卒	182,500円	210,800円	234,900円

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され、引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものです。

## ⑨手当の種類とその内容(平成11年4月1日現在)

区分	白根市	国
扶養手当	・配偶者 16,000円 ・その他2人まで 各5,500円 ただし配偶者のいない職員の場合には、扶養親族のうち1人は11,000円。扶養親族でない配偶者がいる場合には、扶養親族のうち1人は6,500円。 ・3人目以降 2,000円 ※満16歳~満22歳の年度末まで、子1人につき5,000円加算	同じ
住居手当	・借家 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に家賃額に応じ、最高27,000円まで ・自宅 1,000円。新築、購入の場合は5年間2,500円	同じ
通勤手当	・交通機関利用者 交通機関利用者は同じ負担している額に応じて、最高50,000円まで ・交通用具使用者 片道の使用距離に応じて、2,000円(5km未満)から最高20,900円(40km以上)まで ・交通機関利用者と同じ負担している額に応じて、最高50,000円まで ・交通用具使用者 片道の使用距離に応じて、2,000円(5km未満)から最高20,900円(40km以上)まで	同じ

## ⑩定員適正化計画の数値目標および進捗状況

(1) 定員適正化目標  
白根市行政改革大綱に基づいて、平成7年度末に策定した「定員適正化計画」では、一般行政部門において、平成8年度から平成12年度までの5年間で1名の増員計画で、299名を目標としています。

(2) 定員適正化手法の概要  
組織・機構の見直しや、施設の合理化・運営方法について検討し、適正化に努めています。

(3) 定員適正化計画の年次別進捗状況(実績)の概要

区分	6年度計画前年	7年度 1年目	8年度 2年目	9年度 3年目	10年度 4年目	11年度 5年目	7~11年度 計
一般行政	職員数 298	297	298	298	295	291	
減員		4	6	3	10	10	33
増員		3	7	3	7	6	26
差引		△1	1	0	△3	△4	△7

## ⑪定員の状況 部門別職員数の状況(各年度4月1日現在)

区分	部門	職員数			平成11年度の職員数の増減状況		
		10年度	11年度	増減差引	主な増減の理由		
一般行政	議会	5	5	0	0	介護保険制度導入に伴う増。児童館児童数の増加による増。 保育園児童数の減少による減。 ごみ減量化対策の完了による減。 介護保険制度導入に伴う組織変更による減。 市史資料収集整理業務増による増。 下水道特別会計への事務移管に伴う減。 スポーツ振興計画の推進に伴う増。学校給食共同調理場の充実による増。 事務の合理化による減。 事務の合理化による減。 下水道特別会計への事務移管に伴う増。 事務の合理化による減。	
	総務	55	55	0	0		
	企画	22	22	0	0		
	民生	126	126	4	4		
	衛生	20	17	0	3		
	労働	-	-	-	-		
	農林	31	31	0	0		
	水産	10	11	1	1		
	商工	26	24	0	2		
	土木	2	2	0	0		
小計	295	291	5	4			
特別行政	教育	73	75	2	2		
	小計	73	75	2	2		
公営企業	水道	25	24	0	1		
	下水道	5	6	1	1		
	その他	31	30	0	1		
小計	61	60	1	1			
合計	429	426	10	13			

※職員数は一般職に属する職員数であり、市職員の身分を保有する休職者等を含み、臨時または非常勤職員を除く。